

道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書

道路は、市民の生活や経済・社会活動を支えるとともに、災害時にはライフラインとして機能を果たすなど、市民にとって必要不可欠な社会資本である。

幹線道路における慢性的な渋滞の解消や多発する交通事故への対策、老朽化が進む道路施設の適正な維持管理など、道路に関する課題は山積みしている状況であるが、市民の安心・安全を確保し、地域経済の活性化・持続的発展を図るためにも、これらの諸課題に対応して、今まで以上に着実な道路整備の推進が求められている。

本市は市域が広く、多くの市町に接していることから周辺市町及び市内各拠点を連絡し、円滑な交通等を確保することは、地域の活力向上や防災・減災対策において重要であり、都市計画道路等の整備を推進するとともに、主要幹線道路である国道41号の拡幅事業や地域高規格道路としての整備を国に要望しているところである。

一方、これまで、道路事業においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」という。）の規定により、平成29年度までの時限措置として補助率等が嵩上げされてきたが、道路財特法による嵩上げ措置の廃止は、道路事業費の縮減や地方財政負担の増加をもたらし、道路整備の遅滞を招くことで、その影響は深刻かつ重大なものとなる。

よって、国におかれては、本市が必要とする道路整備の長期安定的な推進に向け、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方が真に必要とする道路整備を推進するために必要な予算を確保するとともに、補助事業による支援対象を拡充すること
2. 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月27日

愛知県犬山市議会
議長 ビアンキ アンソニー

提出先

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
財務大臣
国土交通大臣